

第9次千葉県廃棄物処理計画 骨子(案)

1 現状認識と課題

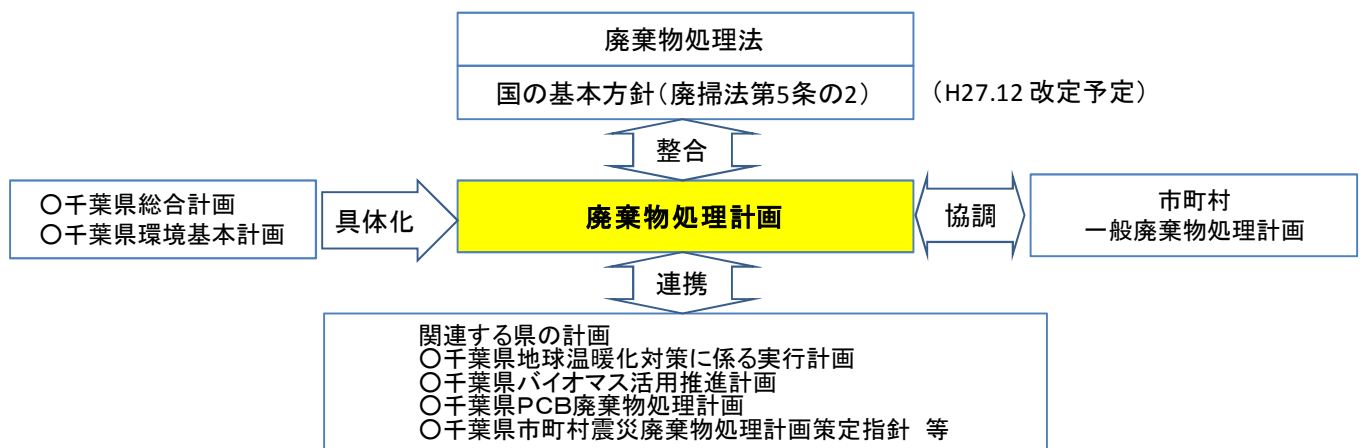
現行の廃棄物処理計画を進めていく中で、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする自然災害、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等、本県の廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変わってきている。

現計画の進捗を見ると、廃棄物排出量は減少傾向にあるものの、再生利用率は伸び悩み、最終処分量の削減、不法投棄・不適正処理の防止や廃棄物処理施設の整備等の課題を依然として抱えている。

また、地球温暖化対策、放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理、災害廃棄物の処理体制の整備等の新たな課題も生じている。

次期計画においては、国の基本方針をはじめとした最近の国の動向を踏まえるとともに、市町村や事業者からの意見も参考にし、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を基本に据え、実効性のある施策の展開を図っていく。

2 計画の位置付け



3 計画期間

平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画とする。

4 基本方針

国の基本方針（平成27年12月改定予定）を踏まえ、「循環型社会への更なる転換」、「低炭素社会の形成への配慮」、「廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用」という基本的な方向性に、千葉県総合計画の「安全・安心」の視点を加えて、次期計画策定の基本方針を以下のとおりとする。

- 県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築く。
- 「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図る。

5 施策の方向性（※重点施策には下線）

(1) 「3Rの推進」

- ・ 3Rを推進する県民運動の展開

（「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動や「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開、2Rの取組強化 等）

- ・ 市町村と連携した3Rの促進

- ・ 環境学習の推進

- ・ 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進

- ・ 静脈産業の活性化

（静脈産業の推進方策の検討、先進的なリサイクル技術の普及促進 等）

- ・ 再生資源の利用の促進

（リサイクル製品の認定制度の新設、下水汚泥等の資源化利用の推進 等）

- ・ バイオマスの活用の推進

- ・ 各種リサイクル法の遵守の指導

- ・ 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討

(2) 「適正処理の推進」

- ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成
(産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用 等)
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進
- ・ 有害廃棄物の適正処理の推進
(PCB廃棄物の適正処理の推進 等)
- ・ 県民の環境美化意識の向上と実践活動の推進
- ・ 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底
(不法投棄監視の徹底、不適正処理に対する指導の徹底 等)
- ・ 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施
- ・ 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討
- ・ 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進
- ・ 放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理の促進

(3) 「適正処理体制の整備」

- ・ 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保
(低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進、廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保 等)
- ・ 災害廃棄物等の処理体制の整備
(災害廃棄物処理体制の整備、海岸漂着物等の処理の推進)

法改正により都道府県廃棄物処理計画で定めることとされた事項

- ① 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- ② 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ③ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

- ・ 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進
- ・ 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討
- ・ 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討
- ・ 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望

6 目標値の設定

(1) 基本的な考え方

平成25年度を基準年度とし、平成32年度を目標年度とする数値目標を定める。

平成27年12月改定予定の国の基本方針で示される目標値及び本県における廃棄物処理の実態を踏まえて目標値を設定する。

【参考】第8次計画における目標値設定の考え方

○一般廃棄物

ごみの排出実態や、回収、処理のサイクルには各県で大きな差がないため、国の基本方針で示された目標値に準じて設定した。

①排出量 5%減 ②再生利用量 5ポイント増 ③最終処分量 22%減

○産業廃棄物

「排出量」及び「再生利用率」は、国の基本方針で示された目標値を参考に、本県における産業廃棄物処理の実態を踏まえて設定し、「最終処分量」については、国の目標値に準じて設定した。

①排出量：国の目標値は1%増であったが、事業者による排出抑制の取組が進んでいる実態を踏まえ、第7次計画の目標値(2,400万t；4%減に相当)を維持することとした。

②再生利用率：国の目標値は53%であったが、平成20年度実績が58%で、既に国の目標値を上回っていたため、第7次計画の目標値を維持することとし、61%とした。

③最終処分量：一層の減量化に取り組むこととし、国の目標値に準じて12%減とした。

(2) 目標を設定する項目及び目標値

【一般廃棄物】

	H25(基準年度)	H32(目標年度)	
	実績値	予測値	目標値
排出量(万t)	218	212	(今後設定)
再生利用率(%)	23.5	23	
最終処分量(万t)	16.3	15	

(注)「予測値」は、現行以上の対策を施さなかった場合に予想される値(以下同じ)。

【産業廃棄物】

	H25(基準年度)	H32(目標年度)	
	実績値	予測値	目標値
排出量(万t)	2,117	2,333	(今後設定)
再生利用率(%)	55.9	57	
最終処分量(万t)	31.3	36.3	

7 推進体制

(1) 主体別の役割

県民、民間団体、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県の各主体に期待される役割を明確にする。

(2) 進行管理

マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）の考え方に基づく進行管理を行う。